

第 54 回資金管理業務諮問委員会 議事録(確報)

1. 日時:

- 会議 平成 25 年 12 月 11 日(水)13 時 00 分～15 時 15 分
- 書面審議 平成 25 年 12 月 18 日(水)～19 日(木)

2. 場所:公益財団法人自動車リサイクル促進センター 第1・第2会議室

3. 出席者:永田委員長、大石委員、鬼沢委員、小島委員、米澤委員

以上 5 名出席

その他 公益財団法人自動車リサイクル促進センター事務局(議案説明者を含む)、経済産業省・環境省担当官が出席

4. 議題

●会議

- ①平成 25 年度第 2 四半期決算報告(案)について
- ②平成 25 年度第 2 四半期の運用の評価について
- ③輸出取戻し手数料額の改定について
- ④特定費用準備資金の積立てに係る平成 25 年度資金管理料金特別会計の収支予算書(案)について
- ⑤その他

●書面審議(会議にて継続審議となった議題)

※会議議題④は、審議の結果、下記の 2 議題に分離

- ④'情報システム刷新準備資金(特定費用準備資金)の積立てについて
 - ⑤'情報システム刷新準備資金の積立てに伴う平成 25 年度資金管理料金特別会計の収支補正予算書(案)について
- ※会議議題⑤は、報告事項から下記の審議事項に変更
- ⑥'平成 26 年及び 27 年の消費税率引上げに対する資金管理料金額の考え方について

5. 議事録

●会議

(1)議題①について

平成25年度第2四半期決算報告書(案)について、事務局から、資料3-1から資料3-7にて説明し、案のとおり承認された。

<意見>

【委員】

資料3-2参考について、番号不明被災自動車の発生した自治体は全体でいくつあったのか。

【事務局】

約50の自治体に確認したところ、番号不明被災自動車の申請があったのは30自治体。資料に記載のない自治体はすべて片付いたという報告を受けている。

【委員】

次回の諮問委員会で報告する番号不明被災自動車総括資料では、番号不明被災自動車の問い合わせを行った自治体、発生があった自治体を地図等で整理して示してほしい。

【事務局】

承知した。

(2)議題②について

平成25年度第2四半期の運用の評価について、事務局から資料4-1及び資料4-2にて説明し、案のとおり承認された。

<意見>

【事務局】

取引証券会社の環境への取り組みに関するまとめについては、次回の諮問委員会にて報告する予定である。

【委員】

次回の報告資料には、JARCの選定基準を満たしているが取引を行っていない証券会社についても、CSR等で公開されている内容を整理して示すこと。

【事務局】

了解した。

(3)議題③について

輸出取戻し手数料額の改定について、事務局から資料5にて説明し、案のとおり承認された。

<意見>

【委員】

今後のスケジュールはどのようなものか。

【事務局】

まず12月20日に理事会にて議決を受けた後、両大臣へ認可申請を行い、1月中には認可される見込み。その後に関係者への周知を行い、4月1日から改定する。

(4)議題④について

特定費用準備資金の積立てに係る平成25年度資金管理料金特別会計の収支補正予算書(案)について、事務局から資料6-1から資料6-3にて説明し、委員からの下記の意見を踏まえて継続審議となり、後日書面審議となった。

<意見>

【委員】

「リサイクルシステム刷新」という言葉は、リサイクルシステム全体のことと誤解を招くので、「情報システム刷新」に統一すること。

【事務局】

了解した。

【委員】

遊休財産保有制限とはどのようなものか。

【事務局】

公益法人が年間に保有する資金は、1年間の事業費を超えてはならないという規定である。

【委員】

資料6-1の枠内の内容(基本方針)の「特定準備資金等取扱規程(案)」での位置付けを明確にさせること。

基本方針と収支補正予算書(案)は、それぞれ独立した審議事項とするべき。まず、積立ての実施に係る基本方針が了承された後に、収支補正予算書(案)を審議する順序で資料を修正のこと。

【事務局】

了解した。

【委員長】

議論の中で指摘があった内容については、委員長ならびに両省も交えて資料の修正をし、その結果を書面審議とする。

【委員】

了解した。

(5)議題⑤について

平成 26 年及び 27 年の消費税率引上げに対する資金管理料金額の考え方について、事務局から資料 7 にて報告し、後日書面審議となった。

<意見>

【経済産業省】

今回の報告内容は結構だが、資金管理料金は大臣認可ということもあり、料金の変更申請の有無に関わらず、料金の内容が適正であるかどうかは今後もきちんと見させていただく。

【委員】

消費税について検討するのは資金管理料金だけでよいのか。

【経済産業省】

先に審議いただいた輸出返還取戻し手数料の他では、諮問委員会の中で該当するのは資金管理料金だけである。

●書面審議

(1)議題④'⑤'⑥'について

書面による審議を行い、12月19日に全委員の承認を得た。

以上